

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(1) 自動車アセスメント情報の提供等	
<p>[方針・重点等]</p> <p>自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に平成26年度より開始した衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全性能アセスメントについては、車両後方視界情報提供装置の評価を新たに加えるなど、より一層の充実を図る。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 アセスメント事業の推進</p> <p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、市販されている自動車とチャイルドシートの安全性能について試験による評価を行い、その結果を公表する「自動車アセスメント事業」を独立行政法人自動車事故対策機構と共に推進し、ユーザーが安全な製品や最適な自動車選びをしやすい環境を整備する。既に実用化されている先進安全自動車（ASV）技術紹介を行い充実した自動車アセスメント情報を提供する。</p>		

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	
<p>[方針・重点等]</p> <p>1 自動車の検査及び整備の充実を図る。</p> <p>2 自動車点検整備の推進</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 自動車の安全性確保のため、自動車の検査に関しては、独立行政法人自動車技術総合機構と協力し、検査体制の充実を図る。</p> <p>2 街頭検査の実施 不正改造車を排除し、公害を防止することを目的に、独立行政法人自動車技術総合機構や他の関係機関との密接な連絡協調のもとに街頭検査を実施する。</p> <p>3 自動車点検整備の充実等 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、9月の1月間に加え、地域実情に応じて各地方が独自に設定する1月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」によるキャンペーン等の活動を行い、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>4 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図る。 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。</p> <p>5 自動車整備事業の適正化 自動車の安全確保、公害の防止の一端を担っている自動車整備事業の技術の向上と同事業の健全な発達に努めるとともに、ユーザーに信頼を得られる事業展開の推進を指導する。</p>		

6 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応して、整備技術を高度化する必要があることから、整備主任者に対する技術研修等を通じて情報提供を行うとともに、一級自動車整備士制度を活用し、整備士の技術面及び接客面の能力の向上を推進する。さらに、「自動車整備技術の高度化検討会」において、排ガス関連を中心とした装置に加えて、新技術が用いられている安全装置に対する整備環境及び人材育成の強化を図るための検討を行う。

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(3) リコール制度の充実・強化	

〔方針・重点等〕

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。

さらに、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置製作者等を追加する道路運送車両法の改正（平成27年3月13日閣議決定）をしており、同改正を踏まえてより迅速な情報収集を図るなど、引き続きリコールの適切かつ迅速な実施に取り組む。

〔事業計画の概要〕

リコール制度について、ユーザーの視点に立ったものとするための24時間受付システム及びインターネット受付専用サイト等を活用し、自動車不具合情報の収集・分析体制の強化を活かし、リコール対象車両の早期発見に努める等、リコール制度の充実を図る。

また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府教育庁 大阪府警察本部 大阪市・堺 市
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(4) 自転車の安全性の確保	
<p>[方針・重点等]</p> <p>自転車利用者に対し、自転車の正しい乗り方、夜光反射材の普及・活用の促進及び自転車の点検整備等について、交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導等により指導の強化を図る。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 定期的な点検整備等の促進 自転車安全整備店における定期的な自転車の点検整備及び自転車事故を補償する保険の加入勧奨について、自転車教室等の機会や各種広報媒体を活用して指導啓発に努める。</p> <p>2 自転車利用者に対する交通安全指導 関係機関・団体と連携し、交通安全教育、街頭指導等の実施により、自転車の正しい乗り方、夜光反射材の普及・活用の促進、整備不良自転車の排除等、安全な利用について指導する。</p>		

章	1 道路交通の安全	近畿経済産業局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(5) 交通関係用品の安全性の確保及び向上	
<p>〔方針・重点等〕</p> <p>利用者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため、乗車用ヘルメットの安全性を確保する。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するとの観点から、現在、自動二輪車乗車用ヘルメット及び原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理・届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。</p>		

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	
<p>[方針・重点等]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反及び府民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 2 通学路における効果的な交通指導取締りを推進する。 3 自転車の安全利用に向けた交通指導取締りを推進する。 <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 交通事故の発生状況、取締り要望等を踏まえ、飲酒運転、無免許運転及び著しい速度超過及び交差点関連違反のほか、いわゆるあおり運転等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び府民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 また、飲酒運転及び無免許運転については、立件を見据えた周辺者に対する捜査を徹底するなど、取締りを一層強化する。 2 通学路における効果的な交通指導取締りの推進 交通事故の発生状況、交通違反の態様、学校や地元住民からの取締り要望を踏まえ、通学時間帯において、通行禁止違反を始めとする、幼児、児童等の安全を脅かす交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 また、学校関係者等と合同の街頭活動など地域住民に安心感を与える活動も併せて推進する。 3 自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの推進 自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反については積極的に検挙措置を講ずる。 		

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化	
<p>[方針・重点等]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 悪質・危険運転者対策を推進する。 2 交通特殊事件の捜査を徹底する。 3 交通事故事件捜査体制を強化する。 <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正かつ密な交通事故事件捜査の推進 適正かつ密な交通事故事件捜査を推進するため、取調べ、事案の真相究明を推進するとともに、3Dレーザースキャナー（※1）やEDRデータ読み出し装置（※2）などの事故解析装置の活用による捜査の合理化をはじめ、捜査能力の向上、捜査体制の充実に努め、実況見分・鑑識活動等の捜査による客観的証拠に基づいた立証を行い、事故原因の究明を図る。 2 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から妨害目的のあおり運転等、一般のドライバーに危険を生じさせる運転等に対する危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。 3 ひき逃げ事件捜査の推進 各種交通鑑識資機材を活用した現場見分、迅速な防犯カメラ、ドライブレコーダーの映像資料の収集、Fシステム（※3）及び自動車塗膜破片分析装置等を駆使した被疑車両の特定等、客観的証拠に基づいた科学的なひき逃げ事件捜査を推進する。 4 交通特殊事件捜査の推進 違法改造車等に絡む不正車検事件、交通事故に関した保険金詐欺事件、訪日観光客を対象にした無許可運送などの白タク・白バス事件、運転免許証偽造・不正取得事件等、悪質巧妙な交通特殊事件に対する捜査を推進する。 5 捜査員個々の能力の向上 交通事故事件及び交通特殊事件の捜査を効率的かつ効果的に推進するため、捜査員個々の捜査能力及び鑑識技能の強化を図る。 6 初動捜査及び科学的捜査の強化 初動段階での捜査の適否が、後の事件捜査に大きく影響することから、初動捜査及び科学的捜査を強化するため、常時録画式交差点カメラ等の各種捜査支援資器材、3Dスキャナー等の鑑識資器材を整備する。 		

※1 3Dレーザースキャナー

レーザー光と超高精細デジタルカメラで道路形状や痕跡等を自動測量・撮影し、測量データをもとにパソコン上で自動的に3D画像が作成される。

※2 EDRデータ読み出し装置

EDR（イベントデータレコーダー）は、飛行機のフライトレコーダーに相当する車載記録装置である。交通事故によりエアバッグ等が作動した際、衝突の前後数秒間の車両の挙動や速度が自動的に記録されることから、分析することにより交通事故の原因究明に極めて有効である。

※3 Fシステム

Fシステムとは、夜間に多発するひき逃げ事件に対応すべく、前照灯やテールランプの点灯状態から車種を特定できるよう構築したシステムである。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺 市
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	(3) 暴走族対策の推進	
<p>[方針・重点等]</p> <p>暴走族に対する総合対策の推進</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會員の取締強化</p> <p>(1) 計画的、集中的な暴走族等取締りの実施</p> <p>(2) 共同危険行為等禁止違反等あらゆる法令を適用した事件捜査の徹底</p> <p>(3) 不正改造車両に対する取締りの実施</p> <p>(4) 旧車會員に対する騒音関係違反等取締りの実施</p> <p>(5) 暴走行為に対する迅速かつ厳正な行政処分の実施</p> <p>2 情報収集活動及び個別指導の強化</p> <p>(1) 暴走族に関する情報収集活動の実施</p> <p>(2) 暴走族構成員に対する指導活動の実施</p> <p>3 暴走族根絶のための各種対策の推進</p> <p>(1) 暴走族問題大阪府民会議を中心とした関係機関・団体、家庭、職場、地域等が一体となった諸対策の推進</p> <p>(2) 自治体、交通安全協会等の関係機関・団体と連携した暴走族追放に向けた広報啓発活動の推進</p> <p>(3) 中学校等における「暴走族加入阻止教室」の開催等暴走族への加入阻止活動、暴走族からの離脱及び立ち直り支援活動の推進</p> <p>(4) 保護者、教育関係者等との暴走族問題に関する連絡会の開催等加入阻止活動及び再犯防止活動の推進</p> <p>(5) 道路管理者及びコンビニエンスストアやガソリンスタンド等の施設管理者等と連携した暴走及びい集させない道路・交通環境整備の推進</p>		